



平成 24 年 5 月 22 日

各位

会社名 J Xホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高萩 光紀
コード番号 5020 東・大・名証第1部
問合せ先 財務IR部IRグループマネージャー
山本 真義
(電話番号 03-6275-5009)

子会社のヘッジ取引に係る更正処分の取消訴訟判決に対する上告について

当社子会社のJX日鉱日石エネルギー株式会社（本社：東京都千代田区大手町二丁目、社長：木村康）は、原油のヘッジ取引に関して東京国税局が行った更正処分の取消しを求め、東京高等裁判所に控訴していましたが、2012年5月9日に同社の控訴を棄却する旨の判決の言い渡しを受け、これを不服として、本日（5月22日）、最高裁判所に上告いたしましたので、お知らせいたします。

以上

＜参考＞過去の開示の経緯

(新日本石油株式会社)

1. 平成 18 年 11 月 1 日開示（税務調査によるヘッジ取引への更正について）
2. 平成 18 年 12 月 22 日開示（ヘッジ取引への更正処分に対する国税不服審判所長への審査請求について）
3. 平成 21 年 1 月 30 日開示（ヘッジ取引への更正処分に対する国税不服審判所長の審査結果について）
4. 平成 21 年 7 月 23 日開示（ヘッジ取引に係る更正処分の取消訴訟の提起について）

(JXホールディングス株式会社)

5. 平成22年12月24日開示（子会社におけるヘッジ取引に係る更正処分の取消判決に対する控訴について）

2012年5月22日

各 位

JX日鉱日石エネルギー株式会社

ヘッジ取引に係る更正処分の取消訴訟判決に対する上告について

当社（社長：木村康）は、原油のヘッジ取引に関して東京国税局が行った更正処分の取消しを求め、東京高等裁判所に控訴しておりましたが、2012年5月9日に当社の控訴を棄却する旨の判決の言い渡しを受けました。

当社は、本日（5月22日）、この判決を不服として、最高裁判所に上告いたしましたので、お知らせいたします。

以上